

クーバーUCカード会員特約

第1条(名称)

本カードは株式会社クーバー・コーチング・ジャパン(以下、「クーバー」という。)と株式会社クレディセゾン(以下、「セゾン」という。)が提携して発行するものでクーバーUCカード(以下、「本カード」という。)と称します。

第2条(会員資格)

本特約及びUCカード会員規約を承認の上、入会のお申し込みをいただき、セゾンが入会を認めた方をカード会員(以下、「会員」という。)及び家族会員と称します。

第3条(クーバー入会金・会費)

会員または会員の扶養家族などがクーバー・コーチング・サッカースクール生である場合、クーバー・コーチング・サッカースクール入会金及び会費を、別途定めるスクール規約に基づき、UCカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、入会金及び会費は理由の如何を問わず原則お返し致しません。

第4条(会員資格の喪失)

会員がセゾン会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。但し、このことによりクーバーの会員資格を喪失するものではありません。

第5条(特約の改定ならびに承認)

本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。